

すみだトリフォニーホール大規模改修工事技術協力業務委託プロポーザル 質問回答

No	資料名及び ページ数	質問事項	回答
1	様式3-2参加資格確認書（施工業務）	注1）に音楽・多目的ホール等の定義として記載がありますが、類型十二 文化・交流・公共施設の第1類にある「集会場」についても認めて頂けるようお願い申し上げます。 理由としましては、申請上の建物用途は「集会場」ですが、例えば収容人数8000名に及ぶコンサート対応可能な多目的ホールといった実績がございますので、注1）記載の要件に準ずるものとして認めて頂けるようお願い致します。	様式3-2 注1）におけるプロポーザル実施要領6（2）スに記載の実績要件について、類型十二第2類に準ずるレベルの規模・性能を持つ施設の実績がある場合には、「類型十二第1類」も該当するものとします。令和8年11月27日（金）正午までに実績に関する情報（様式6 技術者経歴書）をご提出いただき、総合的に判断します。
2	設計協力協定書（案）P1	第3条4項の設計責任につきましては、優先交渉権者から提案された内容も含めて、設計業務委託契約先である設計者が実施設計図書の完成責任を負うことになるものと存じます。 ただし書き以降の文面削除をお願い致します。	文面の削除は想定しておりません。 原則として、実施設計図書の完成責任は設計者にあると考えております。一方、「国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」にも示されているように、優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があった場合は、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものと考えております。
3	基本設計図書 P5～7	改修項目一覧表の採否項目に対して、それ以降の図面関係において整合が取れていない箇所が見受けられます。P5～7にある採否項目が優先されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	基本設計書 P136 全体工事工程	建物管理部門（管理室、財団事務所）の職員の方等は、原則工事期間中は建物内に事務所を構えて業務をすることはなく、全館を工事側に提供頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	基本設計書 P139 仮設搬出入計画図	基本設計段階での仮設搬出入計画による搬入ルートに関しまして、垂直揚重に用いる予定の舞台迫り・大迫り等の許容重量・大きさ等がございましたらご教示下さい。	迫については以下のとおりです。 ・舞台迫：動作荷重2000kg、静止荷重500kg/m ² 寸法2000×3200 ・大迫：動作荷重100kg/m ² 、静止荷重500kg/m ² 寸法7269×2727